

令和2年6月26日

北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会 中央研修所 研修統轄 森越 博嗣

民法③、④、⑤に関する研修のお知らせ

民法は「総則」、「物権」、「債権」、「親族」、「相続」の五編で構成されますが、まず、「親族」、「相続」については、すでに2019年に改正法が施行されました。次に、「総則」と「債権」の二つの改正法については、2020年4月に施行されました。そこで、行政書士が「権利義務に関する文書」、「事実証明に関する文書」を作成する業務を行なうために必須ないし有益である民法全体についての研修を実施します。「総則」、「物権」、「債権」については延べ5日の研修を予定しております。これにより民法全体の体系的な理解が可能になり、「権利義務に関する文書」等の作成スキルが向上するものと考えます。以上より、「総則」、「物権」、「債権」を民法①から⑤として、③・④・⑤について研修を実施します。

※コロナ対応のため、中止・延期になることはお含みおきください。

記

1 日 時：【民法③】令和2年8月1日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）

範囲：債権総則、債権の目的、債権の効力、多数当事者の債権及び債務、債権譲渡債務の引き受け（民法399条から472条の4まで）

【民法④】令和2年8月22日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）

範囲：債務の消滅、契約総則、贈与契約、売買契約、交換契約、消費貸借契約（民法473条から600条まで）

【民法⑤】令和2年8月29日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）

範囲：賃貸借契約、雇用契約、請負契約、委任契約、寄託契約、組合契約、終身定期金契約、和解契約、事務管理、不当利得、不法行為（民法601条から724条の2まで）

2 場 所：札幌：③札幌市教育文化会館 3階 305

④ 〃 4階講堂

⑤ 〃 3階 305

函館、旭川、帯広、釧路、北見の各市内（受講申込者には後日、研修会場の詳細
をご連絡します）

3 講 師：札幌弁護士会 土田 史 弁護士

4 定 員：各回50名（札幌）

函館、旭川、帯広、釧路、北見の各会場は、2名以上の受講者がいることを開催
の条件とします。

5 資 料 代：各回1,000円

6 申込締切：令和2年7月15日（水）までに別添「各種研修会 受講申込書」により、
メール又はFAXにてお申し込みください。

民法研修 受講申込書（2020 年 8 月）

ふりがな 氏 名		所属支部	
		会員番号	
T E L		F A X	
E-mail			

↓ 受講を希望する研修番号に○をしてください

↓ 受講会場等□にレ点を入れてください

申込	研修会名	研修日	受講希望会場
1	民法③に関する研修 （民法 399 条から 472 条の 2） <u>7/15(水) 申込締切</u>	8 月 1 日（土）	☐ 札幌 ☐ 函館 （ネット配信） ☐ 旭川 （ネット配信） ☐ 北見 （ネット配信） ☐ 帯広 （ネット配信） ☐ 釧路 （ネット配信）
2	民法④に関する研修 （民法 473 条から 600 条） <u>7/15(水) 申込締切</u>	8 月 22 日（土）	☐ 札幌 ☐ 函館 （ネット配信） ☐ 旭川 （ネット配信） ☐ 北見 （ネット配信） ☐ 帯広 （ネット配信） ☐ 釧路 （ネット配信）
3	民法⑤に関する研修 （民法 601 条から 724 条の 2） <u>7/15(水) 申込締切</u>	8 月 29 日（土）	☐ 札幌 ☐ 函館 （ネット配信） ☐ 旭川 （ネット配信） ☐ 北見 （ネット配信） ☐ 帯広 （ネット配信） ☐ 釧路 （ネット配信）

E-mail **gyosei@mr.d.biglobe.ne.jp**

※メール申込の場合は、件名「8 月研修申込」とし、本文に上記必要事項を記入して下さい。

※メールアドレスの記載があった会員にのみ、研修申込受付完了メールを事務局より送信します。